

## 競争入札参加停止措置について

下記のとおり競争入札参加停止措置をおこなったのでお知らせします。

措置対象業者	<p>① (商号) トッパン・フォームズ (株) (所在地) 東京都港区東新橋一丁目7番3号 (代表者) 代表取締役社長 坂田 甲一 (本市登録) 登録業種: 委託 (情報処理) 物品 (フォーム印刷、特殊事務用機器) &lt;業者番号: 5536&gt;</p> <p>② (商号) (株) イセトー (所在地) 京都府京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町552番地 (代表者) 代表取締役 小谷 達雄 (本市登録) 登録業種: 委託 (情報処理) 物品 (フォーム印刷、特殊印刷、特殊事務用機器) &lt;業者番号: 6045&gt;</p> <p>③ (商号) 小林クリエイト (株) (所在地) 愛知県刈谷市小垣江町北高根115 (代表者) 代表取締役 小林 友也 (本市登録) 登録業種: 委託 (情報処理) 物品 (フォーム印刷、OA 機械器具、特殊印刷) &lt;業者番号: 6328&gt;</p> <p>④ (商号) 共同印刷 (株) (所在地) 東京都文京区小石川4丁目14-12 (代表者) 代表取締役社長 藤森 康彰 (本市登録) 登録業種: 物品 (フォーム印刷、OA 機械器具) &lt;業者番号: 11149&gt;</p> <p>⑤ (商号) ナカバヤシ (株) (所在地) 大阪府大阪市中央区北浜東1番20号 (代表者) 代表取締役 湯本 秀昭 (本市登録) 登録業種: 物品 (特殊印刷、スチール製品、事務用機器) &lt;業者番号: 36883&gt;</p>
措置の内容	<p>①トッパン・フォームズ (株) ② (株) イセトー ③小林クリエイト (株) 令和4年3月4日から8ヵ月間の競争入札参加停止 (令和4年11月3日まで) ④共同印刷 (株) ⑤ナカバヤシ (株) 令和4年3月4日から4ヵ月間の競争入札参加停止 (令和4年7月3日まで) ※④⑤については課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されているため8ヵ月の2分の1の期間とする。</p>
措置の根拠	福岡市競争入札参加停止等措置要領 別表第2第4号 (独占禁止法違反)
事件の概要	公正取引委員会は、令和4年3月3日、日本年金機構が発注する特定データプリントサービスの入札等の参加事業者に対し、独占禁止法第3条 (不当な取引制限の禁止) の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

○福岡市競争入札参加停止等措置要領

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

(独占禁止法違反行為)

- 4 本市以外契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。

<当該認定をした日から8ヵ月以上24ヵ月以内>

○福岡市競争入札参加停止等措置要領運用基準

第4-3 第3号及び第4号関係

- (3) 課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの競争入札参加停止期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において短期の期間を下回るときは、第4条(競争入札参加停止の期間の特例)第3項の規定を適用する。